



兵庫県養父市 地域おこし協力隊 コミュニティナース募集要項



養父市では、高齢化の進行に伴う「社会的孤立」に対し、薬と同様に「社会とのつながり」を処方する「社会的処方」を推進しています。この取組によって、社会的孤立に起因する健康面・社会生活面の課題を解決し、全世代の市民が、地域や人とのつながりで、体も心も健康に生活することができる「孤立しない社会」の創造を目指しています。

その要となるのが、今回募集する「コミュニティナース」です。採用後は、地域に入り、住民との日常的な関わり合いのなかで、住民と同じ目線に立って地域の課題について一緒に考え、解決へと導くことや、健康面・社会生活面の問題を抱える住民を「医療・福祉に係る専門職」や「地域コミュニティ・社会資源」へとつなぐ架け橋となり、ヒト・コト・コミュニティのつながりでまちを元気にしていただきます。養父市のまちづくりにあなたの力をお貸しください！

**あなたの力でまちを元気に！
ご応募お待ちしております！**



1. 業務概要

行政、地域住民及び関係団体と協力・連携し、次のような「地域おこし活動」をしていただきます。

(1)地域看護(コミュニティナーシング)

コミュニティナースとして地域に入り、住民の生活動線上での関わり合いをベースにして、自身の専門資格を活かしつつ、地域に根差した自由で多様なケアを実践していただきます。おおよその活動イメージは以下のとおりですが、これに加えて、自由な発想をもって活動してください。

○地域の住民と日頃から顔を合わせ、日常的な関わり合いのなかで関係性を築く。

(毎日地域で活動し、住民にとって日々の暮らしの身近な存在になることを目指す。)

○住民と同じ目線で、地域の問題や個人の悩み相談に乗り、一緒に考えることで解決に導く。

(専門的な視点に基づいた指導というよりも、対等な関係で相談に乗る。)

○地域行事やイベントへ積極的に参加し、自身でもイベント等を企画して地域を盛り上げる。

(地域行事やイベントでの健康相談実施、空き施設を利用したコミナス保健室の開設等。)

○社会福祉協議会や自治協議会と連携して、地域に関する支援・情報共有の体制を構築する。

○健康面や社会生活面に係る問題への意識・行動変容を地域全体に促す。

(住民が自発的に問題に気づき、アクションを起こすことができる基盤を創造する。)

○自身の専門性を活かした多様なケアに加えて、医療・福祉機関や市の保健師をはじめとした多職種と連携・協働して、住民個々のニーズに応じた問題解決に取り組む。

○ヒト・コト・コミュニティをつなぐ橋渡しを担うことで、住民の健康面・社会生活面における問題を解決し、持続性のあるつながりの仕組みを地域に構築する。

2. 応募資格

(1)令和7年4月1日現在で、年齢が22歳以上60歳以下の方(性別不問)

(2)医療・福祉専門職の資格(看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など)をお持ちの方もしくは、医療・福祉機関等での勤務経験を有する方

(3)直近の5年間で上記資格に係る1年以上の実務経験がある方

(4)三大都市圏等に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

(ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。)

(5)過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意思のある方

(6)契約期間満了後に養父市内で起業、就業して定住する意思のある方

(7)自らの意思及び責任において活動を実施できる方

(8)自らの力で生活を維持することができる方

(9)契約期間を全うする意思のある方

(10)心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方

(11)道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している方(ただし、ペーパードライバーではなく、日常的に運転できる方)

(12)PCの一般的な操作(ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作等)ができる方

(13)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

3. 募集人数

1名

4. 活動地域

養父市内

5. 活動時間

140時間/月（7時間/日×20日）を基本とする。

活動内容については、1か月ごとに市担当者と相談のうえ、成果目標等を設定し、その達成に向けた活動を行うものとする。

6. 活動期間

委嘱日から活動開始年度の3月31日まで(予定)

※活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、最長で3年まで延長します。

※委嘱日は相談の上決定します。

※契約は年度単位とします。

7. 報償費

月額 224,000円[状況に応じて別途追加支給有り:資格手当(30,000円)、家賃支援(上限40,000円)、車両借上料(上限21,000円)]

(※資格手当、家賃支援、車両借上料、事務機器等借上料、消耗品費、研修旅費等の活動経費は月額合計15万円を上限として実績に基づき支給可能です。)

(※成果未達、または活動日が20日未満の場合、減額してお支払いする場合があります。)

8. 待遇等

(1)本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。

(2)社会保険・損害賠償保険には各自で加入をお願いします。

(3)確定申告は各自でお願いします。

(4)本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。

(5)活動期間中の住居は、各自で準備をお願いします。ただし、入居に際し必要となる敷金、礼金は市が予算の範囲内で負担します。

(6)毎月の家賃は、家賃支援として予算の範囲内で市が負担します。

※ただし、食費、光熱費、通信費、駐車場代等は各自でご負担いただきます。

(7)田舎暮らしには、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。

自家用車等の持ち込みをお勧めします。なお、車両借上料として予算の範囲内で支援します。

※隊員活動、生活にかかわらず、市からの車の貸与はありません。

(8)活動に必要な消耗品・備品等の購入は双方、協議のうえ、決定します。

(9)市が必要と認めた研修旅費については、本市の旅費規定に基づき予算の範囲内で支給します。

(10)副業可。必要であれば、お仕事探しのご協力もさせていただきます。

9. 募集期間

令和7年2月7日(金)から随時受付

※応募人数に達し次第、予告なく募集を一時停止することがございます。

※応募をご検討の方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

10. 選考方法

≪第1次審査:書類審査≫

下記の①～⑤の書類(※⑤は任意提出)を準備し、郵送または直接提出してください。

①「令和6年度 養父市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「活動の計画」「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③医療福祉専門職資格に係る資格証の写し

④普通自動車運転免許証の写し

⑤その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等

≪第2次審査:一次面接≫

第1次審査合格者を対象に実施予定。詳細は別途お知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

≪第3次審査:二次面接≫

第2次審査合格者を対象に実施予定。詳細は別途お知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

※選考にかかる交通費、宿泊費等の経費は自己負担でお願いします。ご了承ください。

11. お問合せ先・応募先

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

養父市 市民生活部 やぶぐらし・地方創生課

電話 : 079-662-3172

E-mail : yabugurashi@city.yabu.lg.jp

(※提出書類は募集期間内必着)

ご応募お待ちしております！

